

第2次和泉市都市計画マスタープラン骨子案検討資料について

同封の『第2次和泉市都市計画マスタープラン骨子案検討資料(平成26年11月26日資料)』について、策定委員会前にご確認いただきたいポイントを抽出して記載しています。

骨子案検討資料の見出し	項	ポイント
I 計画の前提 1. 前提条件の整理 (4) 構成と目標年次、対象範囲	P3 ～ P4	<ul style="list-style-type: none"> 第2次都市計画マスタープランは3つの構想で構成しています。 <ul style="list-style-type: none"> ①都市の将来像や都市計画の目標を示す「全体構想」 ②各地域における目標と、それを実現させるための基本的方針を示す「地域別構想」 ③市民が主体的に取り組むまちづくりを示す「取組テーマ別構想」 目標年次を2035年、対象範囲を和泉市全域に設定しています。
2. 和泉市の現状と都市計画の課題 (3) 都市計画の現状と課題	P5	<ul style="list-style-type: none"> 基礎調査や庁内ヒアリング結果などを踏まえ、今後の都市づくりを展望する上で、考慮すべき①～⑦の項目について記載しています。
①人口構造の変化への対応	P5	<ul style="list-style-type: none"> 本市の人口は増加が続いてきましたが、近い将来、減少に転じることが見込まれるため、これに対応した都市づくりが必要です。
②地域特性に応じた土地利用形成	P5 ～ P6	<ul style="list-style-type: none"> 本市の土地利用は、山間部（農山村集落等）、丘陵部（新市街地・商工業地）、既成市街地（住宅地・商工業地）に分類できます。 地域特性に応じた土地利用形成が必要です。
③都市のにぎわいと活力の創出	P6	<ul style="list-style-type: none"> 和泉府中駅周辺では都市機能充実や都市拠点としての魅力向上、また、和泉中央駅周辺では大規模商業施設立地のインパクト活用や、周辺環境との調和に配慮した操業環境の保全が必要です。 市内外の円滑な移動を促進し、都市の一体的な発展を支える交通環境の実現が求められています。
④持続可能な都市環境の実現	P6 ～ P7	<ul style="list-style-type: none"> 市内の緑は、二酸化炭素の吸収源や防災、景観形成、レクリエーションなどの観点からも重要な役割を果たしています。 自然環境の保全及び活用が求められています。
⑤自然環境や歴史文化遺産など和泉市らしい個性を生かした景観づくり	P7	<ul style="list-style-type: none"> 山林の自然的景観や歴史文化資源を活かした景観形成など、地区の特性に応じた景観づくりが必要です。
⑥まちの安全・安心の確保	P8	<ul style="list-style-type: none"> 災害への備えや取組が求められています。 山地では土砂災害の危険がある箇所、市街地では狭あい道路や老朽木造家屋も多く、防災面で問題ある地区が存在しており、これら地区の特性に応じた防災対策が必要です。
⑦市民・事業者・行政の連携によるまちづくりの推進	P8	<ul style="list-style-type: none"> 和泉市自治基本条例の制定を受け、住民参加・参画と協働によるまちづくり活動を促進することが必要です。

骨子案検討資料の見出し	項	ポイント
Ⅱ 全体構想 1. 都市計画の目標 (1) 都市の将来像	P9	・和泉市総合計画（改訂中）で設定のため現時点では未記載です。
(2) 都市計画の目標	P9 ～ P10	・都市の将来像を踏まえ、都市計画分野における目標を設定しています。 ・フレーズは都市の将来像が確定してから検討しますが、目標に含むキーワードとしては、アンケート結果などから自然や居住、交通などが考えられます。
(3) 将来人口フレーム	P10	・人口フレームは、目標とする人口の値です。和泉市総合計画（改訂中）で設定のため現時点では未記載です。
(4) 将来都市構造	P10 ～ P13	・拠点、軸、ゾーンの3つの要素による将来都市構造について記載しています。 ・拠点については、都市機能が集積するところだけでなく、特定の都市機能があるポイントについても設定します。 ・軸については、骨格となる「中心都市軸」をはじめ、これを補完する南北の都市軸と、市内外を結ぶ東西の都市軸、水と緑のネットワーク軸を設定します。
2. 都市計画の方針	P14	・本市の都市計画の目標を達成するために重視すべき7項目を挙げ、これに基づき、各分野における「基本的な考え方」を示しています。 ・具体的取組や事業を記載する「基本方針」は、「基本的な考え方」の方向性が決まってから作成していきます。
(1) 土地利用方針	P14 ～ P17	・既存の市街地と自然環境を適切に維持、保全、活用することを基本とし、自然環境や歴史的文化遺産と都市機能が調和した土地利用の配置、誘導により快適で利便性の高い土地利用を図ります。
(2) 交通の方針	P18	・土地利用計画と整合しつつ自然環境との調和や産業にも配慮した交通体系（道路、鉄道、バス等）の形成を図ります。 ・長期間事業実施が見込めない都市施設整備については、見直しも含めたあり方を検討します。
(3) 都市・自然環境及び歴史文化遺産の方針	P19 ～ P20	・歴史的遺産、信太山丘陵、南部地域の自然的環境は、環境形成、観光振興、防災等の面で重要な要素であるため保全と有効活用を図ります。 ・公園や緑地の適正な配置と維持管理などにより、緑とうるおいのある快適な都市環境の形成を図ります。
(4) その他公共施設の方針	P21 ～ P22	・公共施設については、市民のニーズを踏まえながら総合的かつ計画的な整備及び維持管理や耐震診断、改修を計画的に進めるとともに、ユニバーサルデザイン化を進めます。
(5) 市街地・集落及び住宅の方針	P23 ～ P24	・既成市街地における良好な市街地環境の保全及び創造、ニュータウンにおける良好な住環境及び操業環境等の保全など、適切な既成、誘導方策を活用しながら、地区の特性に応じた安全で快適で魅力ある市街地の形成を図ります。 ・南部地域の集落では、地域特性に応じた生活基盤整備等により集落環境の安全性、利便性の向上を図ります。
(6) 都市防災の方針	P25	・各種災害に対して安全、安心な暮らしが営めるよう、ライフライン、道路、公園、河川などの防災機能や消防力を強化するとともに、自助、共助、公助の観点から防災体制の強化に取り組みます。
(7) 都市景観の方針	P26	・南部地域の山林、信太山丘陵、農地、歴史的文化遺産、伝統的まちなみなどの景観資源については、これまでの法制度を活用し、より魅力的な都市景観に向けた取組を進めます。